

登録適合性確認機関適合性確認に係る業務約款

(契約)

第1条 申請者(以下、「甲」という。)及びビューローベリタスジャパン株式会社(以下、「乙」という。)は電気事業法(昭和39年法律第170号)及びこれに基づく命令を遵守し、この約款(適合性確認申請書及び引受け受諾書を含む。)及び登録適合性確認機関適合性確認に係る業務規程(以下、「業務規程」という。)に定められた事項を内容とする契約を締結する。甲が具体的な依頼業務に必要な事項を記載した適合性確認申請書を乙に提出し、乙が引受け受諾書を甲に交付することによって、本約款(適合性確認申請書及び引受け受諾書を含む。)に定められた事項を内容とする契約(以下、「本契約」という。)が成立する。

(適合性確認)

第2条 乙は、電気事業法第71条第2項及び同法施行規則第107条に規定する経済産業省令で定める方法及び特殊電気工作物の性能を総合的に評価する手法を用いて、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第53号)に規定される技術基準への適合性確認を行う。

(甲の責務)

第3条 乙は、適合性確認業務を行うため、少なくとも次の事項に適合することを甲に要求する。

2 乙から連絡を受けたときの適切な変更の実施を含めて、甲は常に適合性確認の要求事項を満たす。

3 甲が次の事項に必要な全ての手配を行う。

(1) 適合性確認の実施には、文書及び記録の調査、並びに関連する機器・設備、場所、区域、要員及び甲の下請負業者へのアクセスを含む。

(2) 該当する場合、委員会に参加する

4 甲は、適合性確認範囲と整合し、適合性確認業務に関する表明を行う。

5 甲は、適合性確認証明書及び適合性確認報告書(以下、証明書及び報告書という。)を乙の評価を損なうような使い方をせず、また、誤解を招く又は適合性確認範囲を逸脱すると乙が考えるような表明を行わない。

6 適合性確認業務の一時停止、取消し又は終了の場合、甲が、適合性確認業務に言及している全ての宣伝・広告物の使用を中止し、乙の要求に従って処置をとり(例えば、証明書及び報告書の返却)、その他の要求された処置をとる。

7 証明書及び報告書等の写しを甲が他者に提供する場合、証明書及び報告書の全部又は乙が要求するとおりに複製する。

8 甲は、乙の証明書及び報告書、シンボルを使用する場合は、適合性確認証明書及びシンボル取扱い規定に従う。

9 甲は、証明書及び報告書に示す乙以外の認定機関のシンボルを使用する場合は、適合性確認証明書及びシンボル取扱い規定に従う。

10 甲が、文書、パンフレット、宣伝・広告物などの媒体で適合性確認業務について言及する場合、乙の要求事項に従う。

11 甲が知り得た適合性確認の要求事項への適合性に関する全ての苦情の記録を残し、要請に応じて、これらの記録を乙が利用できるようにする。また、次の事項を行う。

(1) 上記の苦情、及び適合性確認の要求事項への適合性に影響を与えると判明した製品の不備に関して、適切な処置をとる。

(2) とった処置を文書化する。

12 甲は、適合性確認の要求事項に影響を与える可能性のある変更について、遅滞なく乙に通知する。

(標準処理期間)

第4条 乙は、甲の依頼する業務(以下、「本業務」という。)を業務規程に記載する標準処理期間で行う。ただし、甲が乙に必要な資料、情報を適宜提供する事を条件とする。

(報酬及び支払い条件等)

第5条 乙の本業務に対する報酬は、適合性確認引受け受諾書の通りとする。なお、報酬のほか、甲は、乙が本業務の遂行のために行った適合性確認引受け受諾書に記載する別途条件の費用を支払う。

2 甲は、乙が前項に基づき請求する手数料及び経費を乙の請求日から30日以内に乙指定の銀行口座に振り込み支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

(検収・使用)

第6条 本業務が完了したとき、乙は本契約の本旨に従った証明書及び報告書を甲に提出する。なお、甲は提出された証明書及び報告書または本業務の内容について異議があるときは、証明書及び報告書の提出日から2週間以内に乙に通知するものとし、その措置について甲、乙協議して定める。

2 証明書及び報告書の所有権は本約款の第11条に準ずる。甲は証明書及び報告書並びに関連情報の使用及び表示を乙の要求に従い管理する。

3 甲は乙の適合性確認業務についての不適切な言及又は証明書及び報告書並びに関連情報の誤解を招く使用が文章又はその他の広報資料で見つかった場合は、乙の要求に従い、適切処置をしなければならない。

(再委託)

第7条 乙は、本業務の全部または一部を乙の責任において第三者に再委託することができる。この場合、乙は、当該再委託先に対し次条で定める乙の守秘義務と同等の義務を負わせるものとする。

(守秘義務)

第8条 甲、乙いずれも、本約款に基づき媒体及び手段のいかんを問わず、相手方に対して開示する技術上または営業上の情報(以下、「秘密情報」という。)を厳に秘密として扱い、本業務の遂行のため以外に使用せず、かつ相手方の事前の承諾なくして第三者に漏洩してはならない。ただし、以下の情報は守秘義務の対象とはしない。

(1) 開示を受けた時点で既に公知の情報、開示を受けた後、相手方の責に帰すべからざる事由により公知となった情報

(2) 相手方より入手する以前に守秘義務を負うことなく第三者より入手していた情報

(3) 第三者より守秘義務を負うことなく受領した情報

2 乙は、本業務の目的達成のため、乙以外の外部有識者等へ伝達する必要がある場合は、秘密情報を当該外部有識者に対して開示することができる。ただし、乙は、当該外部有識者に対して本約款と同一の守秘義務を負わせるものとし、その違反について一切の責任を負うものとする。

3 乙は、本契約の履行のために必要最小限の範囲に限り、秘密情報を複製、複写または加工することができる。なお、乙は、複製、複写、または加工物についても第1項と同様の義務を負う。

4 甲または乙は、相手方から要請があった場合、提供された秘密情報(前項の複製、複写、加工物を含む。)を相手方に返却し、または相手方の指示に従って廃棄するものとする。

5 甲または乙は、その責による秘密情報の漏洩、滅失、改ざん及び毀損等により相手方に損害、損失その他の負担を与えた場合は、直接かつ現実の損害を賠償する。

6 前5項の定めは、見積書その他契約成立前に相互に開示された秘密情報についても適用する。

(個人情報の管理)

第9条 甲または乙は、本業務の遂行のため相手方から開示または提供を受けた相手方及び相手方の顧客に関する情報(以下、「個人情報」という。)を秘密に保持し、法令により開示を強制された場合ならびに相手方及び相手方の顧客から承諾を得た場合を除き、第三者に提供、開示もしくは漏洩してはならない。

2 甲または乙は、個人情報の漏洩、滅失、改ざん及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

3 甲または乙は、個人情報を本業務の遂行に必要な範囲でのみ取り扱うものとし、その必要範囲を超えてまたは本業務の遂行に必要な目的のために利用してはならない。

4 甲または乙は、個人情報を本業務に必要な最小限度の範囲に限り、複製、複写もしくは

文書番号：BVJ IND-RCA-YK-001 Rev.1

加工することができる。この複製物、複写物もしくは加工物(以下、「複製物等」という。)についても、相手方から開示もしくは提供を受けた個人情報と同様の義務を負うものとする。

5 甲または乙は、相手方の書面による同意を得ないで、個人情報の取り扱いを第三者に再委託してはならない。甲または乙は、相手方の同意を得て、個人情報の取り扱いを第三者に再委託した場合においても、直接かつ現実の責任を負う。

6 甲または乙は、本業務が理由のいかんを問わず終了した場合には、相手方より提供を受けた個人情報及びその複製物等を相手方に返却、または相手方の指示に従って廃棄するものとする。

7 甲または乙の責による個人情報の漏洩、滅失、改ざん及び毀損等により、相手方及び相手方の顧客に損害、損失その他の負担(名目のいかんを問わない)が生じた場合には、直接かつ現実の損害を賠償する。

(本業務への協力)

第10条 甲は、甲の立ち会いの下で、乙が本業務を実施するために行う対象物への立ち入り、文書・記録の閲覧、甲の従業員に対する事情聴取を認め、これに協力する。

2 甲は、乙が本業務を実施するために必要とする関係資料等を、乙に一括して貸与または提供する。この場合、乙は善良なる管理者の注意をもって、それらを使用、保管、管理する。

3 乙は、甲から要求があった場合は、前項記載の関係資料等を、甲の指示に従い速やかに甲に返還、廃棄または消去しなければならない。

(所有権の帰属)

第11条 証明書及び報告書並びに適合性確認シンボルの所有権は乙に帰属する。

2 甲は、乙の事前の承諾なく所有権を利用する権利を第三者に譲渡することはできない。

3 甲は、証明書及び報告書に記載された調査目的に示す使用目的以外に、証明書及び報告書

を使用または複製してはならない。ただし、乙の事前の承諾がある場合を除く。

(契約内容の変更)

第12条 本契約締結後、本業務の内容等、本契約の内容の変更が必要になった場合は、すみやかに相手方に通知し、報酬及びその支払い時期の変更、その他の必要事項について甲、乙協議して定める。

(契約の中断)

第13条 甲が乙に本業務の実施の中断を求め、その期間が1カ月以上となった場合、またはその期間が1カ月以上となることが明らかになった場合、乙は第3条の規定にかかわらず、実施した本業務の進捗状況等を勘案して、本業務に対する手数料を請求することができる。甲は乙に対して、請求書発行後一か月以内に手数料を支払わなければならない。

(契約の解除等)

第14条 甲または乙のいずれかが本契約に違反した場合、相手方は、催告をした後2週間を経ても是正されない場合には、直ちに本契約を解除することができる。

2 甲または乙は、当事者の一方に、次の一にでも該当する事由が生じた場合には、他方当事者は催告せず直ちに本契約を解除できる。

(1) 重大な背信行為があったとき

(2) 手形、小切手を不渡りにする等支払い停止の状態に陥ったとき

(3) 差押、仮差押、仮処分、競売の申し立てを受けたとき

(4) 破産、民事再生、特別清算もしくは会社更生手続き等の申し立てを受け、または自らこれを申し立てたとき

(5) 資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められたとき

(6) その他各号に類する不信用な事実があるとき

3 前2項に定める場合のほか、甲及び乙は、合意のうえ何時にても本契約を解約することができる。

4 前3項の規定により本契約が解除または解約された場合、既に履行部分があるときは、甲は乙に対し、当該履行部分に対する報酬及び費用を支払う。

(損害賠償)

第15条 乙は、甲より提示された図面、資料から導きだされる分析・評価についてはその責任を負うものとする。ただし、その責任は本業務報酬を上限とし、それを越える甲の損失・損害・債務・要求等について、乙は責任を負わない。ただし、乙に故意、重過失がある場合はこの限りでない。なお、本業務、証明書及び報告書は法的な保証等を行うものではない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲または乙は、おのおの相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

(1) 自らまたはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはこれらに構成員(以下総称して、「反社会的勢力」という。)ではないこと

(2) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本契約の締結及び履行をするものではないこと

(3) 本契約の締結が、反社会的勢力の活動を助長し、またはその運営に資するものではないこと

2 甲及び乙は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、おのおのが相手方による前項で定める確約に依拠して本契約の締結及び履行をするものであることを確認する。

3 甲または乙は、相手方が第1項で定める確約事項に反する事実が判明した場合、書面による通知をもって直ちに本契約を将来に向かって解除することができる。なお、この解除は、第14条第4項に定める報酬及び費用の請求、第15条に定める損害賠償の請求を妨げない。

4 前項の定めにより本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じる損害について、一切の請求を行わない。

(譲渡禁止)

第17条 甲、乙いずれも、相手方の事前の同意を得ずして本契約上の権利・義務を第三者に譲渡してはならない。

(存続条項)

第18条 本契約が終了した場合であっても、第8条(守秘義務)、第9条(個人情報の管理)、第15条(損害賠償)、第19条(合意管轄等)に該当する事項については、合理的かつ妥当な期間、有効に存続する。

(合意管轄等)

第19条 本契約に関して生じた一切の紛争処理については、横浜地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約は、日本国において作成されたものとみなされ、本契約に定める両当事者の権利及び責任は、日本国の法律に準拠して解釈されるものとする。

(書面による承諾等)

第20条 本契約に定める承諾、同意、通知その他の意思表示は、すべて書面(メールまたはFAXを含む。)によるものとする。

(協議事項)

第21条 本契約に定めのない事項、ならびに本契約の条項に関して疑義を生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議の上決定する。

以上